

令和6年度
福島町財政健全化判断比率報告書

福島町

目 次

1. 一般会計及び特別会計健全化判断比率審査意見……………	5
一般会計財政健全化審査意見書……………	6
水道事業会計経営健全化審査意見書……………	7
浄化槽事業会計経営健全化審査意見書……………	8
2. 総括表① 健全化判断比率の状況……………	9
3. 総括表② 連結実質赤字比率等の状況……………	10
4. 総括表③ 実質公債費比率の状況……………	11
5. 総括表④ 将来負担比率の状況……………	12

福 監 号
令和 7 年 8 月 8 日

福島町長 鳴海 清春 様

福島町代表監査委員 本庄屋 誠

令和 6 年度一般会計及び特別会計健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により審査に付された令和 6 年度一般会計及び特別会計に係る健全化判断比率を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

記

1. 令和 6 年度 一般会計財政健全化審査意見書
2. 令和 6 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書
3. 令和 6 年度 浄化槽事業会計経営健全化審査意見書

表 1 監査委員による財政健全化審査（財政健全化法第 3 条①）

令和 6 年度 一般会計財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和 6 年度	早期健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 実質赤字比率	—	1 5 . 0	
② 連結実質赤字比率	—	2 0 . 0	
③ 実質公債費比率	9 . 4	2 5 . 0	
④ 将来負担比率	3 1 . 7	3 5 0 . 0	

（2）個別意見

① 実質赤字比率について

令和 6 年度の実質赤字比率は、－ 4 . 4 9 % となっており、早期健全化基準の 1 5 % と比較するとこれを下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和 6 年度の連結実質赤字比率は－ 3 2 . 1 3 % となっており早期健全化基準の 2 0 % と比較するとこれを下回っている。

③ 実質公債費比率について

令和 6 年度の実質公債費比率は 9 . 4 % となっており、早期健全化基準の 2 5 % と比較するとこれを下回っている。

④ 将来負担比率について

令和 6 年度の将来負担比率は 3 1 . 7 % となっており、早期健全化基準の 3 5 0 % と比較するとこれを下回っている。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

表 2 監査委員による公営企業の経営健全化審査（財政健全化法第 22 条①）

令和 6 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和 6 年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

（2）個別意見

① 資金不足比率について

令和 6 年度の資金不足比率は 0 % となっており、経営健全化基準の 20 % 以下であり、良好な状態にあると認められる。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

表 3 監査委員による公営企業の経営健全化審査（財政健全化法第 22 条①）

令和 6 年度 浄化槽事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和 6 年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

（2）個別意見

① 資金不足比率について

令和 6 年度の資金不足比率は 0 % となっており、経営健全化基準の 20 % 以下であり、特に指摘すべきことはない。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

総括表① 健全化判断比率の状況（令和6年度決算）

Ver.06.00

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
013323	北海道	福島町	－	－	9.4	31.7

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
2,694,846	5,245	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(単位：千円)											
	① 元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	② 積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	③ 満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	④ 公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て ると認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	⑤ 一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	⑥ 公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	⑦ 一時借入金の利 子	⑧ 特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	⑨ 事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	⑩ 災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	⑪ 密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和4年度	602,982			15,320	76,789	260	284	34,883	48,748	389,946	
令和5年度	610,927			17,843	76,796	164	465	37,820	47,271	393,791	
令和6年度	531,437			20,171	77,603	266	897	32,995	51,939	358,085	

	⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債 発行可能額
令和4年度	693,097	1,955,797	24,390
令和5年度	677,028	1,976,296	11,203
令和6年度	647,814	2,041,787	5,245

⑮ 地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)	

実質公債費比率 (単年度)	
令和4年度	9.93730
令和5年度	10.22337
令和6年度	8.19998

実質公債費比率 (3カ年平均)	
	9.4

⑥の内訳									
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協定 等により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担行 為に係るもの(省 令第7条第2号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)	
令和4年度									260
令和5年度									164
令和6年度									266

将来負担額

(単位:千円)							
地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方道路公社 土地開発公社 地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)
連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額						
6,342,699	39,549	259,926	419,503	715,843	0	0	0
278	2	11	18	31			

(分母比)

充当可能財源等

(単位:千円)			
充当可能 特定歳入	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
1,604,213	285,072	0	5,163,147
70	13		226

(分母比)

将来負担額 A	—
7,777,520	340

充当可能財源等 B	—
7,052,432	309

A - B	—
725,088	—

将来負担比率 (%)

31.7

標準財政規模 C	—
2,694,846	118

算入公債費等の額 D	—
410,024	18

C - D	—
2,284,822	—